

平成28年2月
改訂

「中協法」唯一の逐条解説書!! 第二次改訂版

中小企業等協同組合法 逐条解説

全国中小企業団体中央会 編集

適切な中小企業組合事業の遂行・組織運営の必携書

本書の特色

- 平成27年12月10日現在の全条文を逐条で詳細解説。
- 第二次改訂版では、前回版発行以降の中協法改正、平成27年5月に施行された会社法の一部を改正する法律等を反映し、解説および準用条文の読替えについて見直しを行った。
- 関係法令（施行令、施行規則等）のほか、平成27年10月1日に改訂した全国中小企業団体中央会の「定款参考例」も収録。

本書の主な内容

逐条解説

- 第1章 総 則
- 第2章 中小企業等協同組合
 - 第1節 通 則
 - 第2節 事 業
 - 第3節 組合員
 - 第4節 設 立
 - 第5節 管 理
 - 第6節 解散及び清算並びに合併
 - 第7節 指定紛争解決機関
- 第3章 中小企業団体中央会
 - 第1節 通 則
 - 第2節 事 業
 - 第3節 会 員
 - 第4節 設 立
 - 第5節 管 理
 - 第6節 解散及び清算
- 第4章 登 記
 - 第1節 総 則

- 第2節 組合及び中央会の登記
- 第3節 登記の嘱託
- 第4節 登記の手続等

- 第5章 雑 則
- 第6章 罰 則
- 第7章 没収に関する手続等の特例
- 附 則

関係法令

- 中小企業等協同組合法施行法〔抄〕
- 中小企業等協同組合法施行令
- 中小企業等協同組合法施行規則
- 中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則

定款参考例

- 事業協同組法定款参考例



単行本・740ページ

A5判（上製／ケース入り）

定価 本体5,800円＋税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第二次改訂版の発行に当たって

本会では、中小企業等協同組合法の条文、その解説及び関係政省令並びに本会が定める定款参考例を掲載し、「中小企業等協同組合法の解説」として編集・発行して参りました。

平成 27 年 5 月 1 日、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、中小企業等協同組合法及び関係政省令の整備等が行われました。このたび、定款参考例について必要な見直しを行った上、上記の改正条文等も織り込み、第二次改訂版として発行することと致しました。

本書の特長は、中小企業等協同組合法の条文について、改正履歴を掲載し、準用条文については、法律が読替えを明示しているもののほか、必要な読替えその他の修正を加えた読替えを掲載し、その逐条解説、施行令・施行規則等の関係政省令及び事業協同組合の定款参考例をすべて一冊に収めているところにあります。

中小企業等協同組合法に基づく組合の役職員をはじめ組合関係者の参考資料として、適切な組合事業の遂行及び組織運営のためにご活用いただけるものと思います。

第二次改訂に当たり、ご支援ご協力を頂きました北沢豪弁護士に深く感謝申し上げる次第です。

平成 28 年 2 月

全国中小企業団体中央会

内容見本(縮小)

第 1 条 (法律の目的)
中小企業等協同組合法
(昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号)
最終改正：平成 26 年 6 月 27 日法律第 91 号
[なお、平成 26 年 5 月 30 日法律第 45 号は平成 28 年 5 月 29 日施行のため、 改正を条文に反映させず、改正文を該当条文の末尾に搭載した。]
第 1 章 総 則
(法律の目的)
第 1 条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。
1 中小企業の組織と相互扶助精神
本条は、この法律の趣旨、精神、目的を明らかにし、法律運用の基本的原則を示している。
中小企業は、我が国経済の活力の源泉であり、製造業出荷額の 5 割以上、卸売業販売額の 6 割以上、小売業販売額の 7 割以上を占め、雇用面でも、7 割以上の従業員を支えており、極めて重要な地位を占めている。このような重要な地位を占めながらも、大企業と比し、技術、人材、情報、資金調達力等の経営資源が不足しており、1 企業でこれら全てを備えることは非常に大きな困難が伴う。このような状況を改善し、企業力を向上させることが何よりも重要であるが、そのための基本となるものが組織の方である。本法の目的は、この組織を通じて、中小企業者等が抱える諸問題を解決し、中小企業者等の経済的地位の向上を図ることにある。
この法律の適用対象となる者は、中小企業者と勤労者その他の者（以下「中小企業者等」という。）であり、中小企業者とは、中小規模の商業、工業、鉱業、
3

事業協同組合定款参考例
全国中小企業団体中央会
制定 平成 12 年 4 月 11 日 12 全中発第 20 号
改正 平成 13 年 3 月 28 日 12 全中発第 1952 号
改正 平成 15 年 2 月 1 日 14 全中発第 1139 号
改正 平成 18 年 7 月 5 日 18 全中発第 422 号
改正 平成 19 年 3 月 23 日 18 全中発第 1777 号
改正 平成 24 年 6 月 1 日 24 全中発第 050710 号
改正 平成 27 年 10 月 1 日 27 全中発第 09143 号
〇〇協同組合定款
第 1 章 総 則
(目 的)
第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。
(名 稱)
第 2 条 本組合は、〇〇協同組合と称する。
(地 区)
第 3 条 本組合の地区は、〇〇の区域とする。
(事務所の所在地)
第 4 条 本組合は、事務所を〇〇市(町村)に置く。
(注 1) 主たる事務所は、組合の地区内に置くこと。
(注 2) 従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。
701

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検 索

CLICK!